

平成十九年財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号  
中小企業団体の組織に関する法律施行規則

(平成十八年法律第七十五号)の施行に伴い、並びに中小企業団体の組織に関する法律(昭和三十二年法律第八十五号)の規定に基づき、及び同法を実施するため、中小企業団体の組織に関する法律施行規則(昭和三十三年大蔵省、厚生省、農林省、通商産業省、運輸省、建設省令第一号)の全部を改正する省令を次のように定める。

目次

第一章 事業転換の認可の申請及び電磁的方法による議決権の行使(第一条・第二条)
第二章 設立(第三条—第五条)
第三章 管理
第一節 電磁的記録等(第六条—第八条)
第二節 役員(第九条—第十六条)
第三節 決算関係書類
第一款 総則(第十七条—第二十条)
第二款 財産目録(第二十一条)
第三款 貸借対照表(第二十二条—第三十一条)
第四款 損益計算書(第三十四条—第四十一条)
第五款 剰余金処分案又は損失処理案(第四十三条—第四十五条)
第六節 決算関係書類及び事業報告書の監査
第一款 協業組合等における監査(第五十一条—第五十三条)
第二款 決算関係書類及び事業報告書の組合員又は会員への提供
第一款 決算関係書類の組合員又は会員への提供(第五十五条)
第七節 会計帳簿
第一款 総則(第五十六条)
第二款 資産及び負債の評価(第五十七条—第五十八条)
第三款 純資産(第五十九条・第六十条)
第八節 総会(第六十一条—第六十四条)
第九節 余裕金運用の制限(第六十五条)

第十節 累積投票による理事の選任(第六十一条)

六条

第五章 共済契約(第七十七条)
第六章 申請等(第七十八条—第九十一条)
第七章 組織変更(第九十二条—第九十七条)
第八章 雜則(第九十八条—第二百二条)

附則

第一章 事業転換の認可の申請及び電磁的方法による議決権の行使
第二章 設立
第三章 管理
第四章 清算及び合併(第六十七条—第七十六条)

二 前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

第二章 設立

設立の認可の申請
組合の設立の認可を受けようとする者は、様式第二による申請書に次の書類を添えて提出しなければならない。
一 定款
二 協業計画書

請にあつては、組合員又は会員たるべき者がそれぞれ引き受けようとする出資口数を記載した書面

九 法第十七条第二項(法第三十三条において準用する場合を含む。)の事業(以下「共同経済事業」という。)を行う商工組合等に係る申請にあつては、収支予算書

前項第四号の名簿に組合員又は会員となるべき者が押印したときは、その者の加入申込書は、省略することができる。
---

二 创立総会の議事録

創立総会の議事録
書面
前項第六号の加入申込書には、組合員たるべき者がすべて組合員となる資格を有する者であることを発起人が誓約した書面
八 収支予算書

三 事業計画書

四 役員たるべき者の氏名及び住所を記載した書面
-------------------------

四 創立総会の議事録の謄本

五 設立趣意書
六 組合員たるべき者の名簿及び加入申込書
七 組合員たるべき者がすべて組合員となる資格を有する者であることを発起人が誓約した書面
八 収支予算書

五 創立総会の議事録

九 創立総会の議事録
書面
前項第六号の加入申込書には、組合員たるべき者がすべて組合員となる資格を有する者であることを発起人が誓約した書面
八 収支予算書

六 特別の地域を地区とする商工組合に係る申請

七 商工組合に係る申請
八 組合員又は会員に出資をさせる商工組合等
九 会員に出資をさせる商工組合等
十 会員に出資をさせる商工組合等

七 創立総会の議事録の謄本

九 創立総会の議事録
書面
前項第六号の加入申込書には、組合員たるべき者がすべて組合員となる資格を有する者であることを発起人が誓約した書面
八 収支予算書

八 創立総会の議事録

九 創立総会の議事録
書面
前項第六号の加入申込書には、組合員たるべき者がすべて組合員となる資格を有する者であることを発起人が誓約した書面
八 収支予算書

九 創立総会の議事録

九 創立総会の議事録
書面
前項第六号の加入申込書には、組合員たるべき者がすべて組合員となる資格を有する者であることを発起人が誓約した書面
八 収支予算書

十 創立総会の議事録

九 創立総会の議事録
書面
前項第六号の加入申込書には、組合員たるべき者がすべて組合員となる資格を有する者であることを発起人が誓約した書面
八 収支予算書

十一 創立総会の議事録

九 創立総会の議事録
書面
前項第六号の加入申込書には、組合員たるべき者がすべて組合員となる資格を有する者であることを発起人が誓約した書面
八 収支予算書

十二 創立総会の議事録

九 創立総会の議事録
書面
前項第六号の加入申込書には、組合員たるべき者がすべて組合員となる資格を有する者であることを発起人が誓約した書面
八 収支予算書

十三 創立総会の議事録

九 創立総会の議事録
書面
前項第六号の加入申込書には、組合員たるべき者がすべて組合員となる資格を有する者であることを発起人が誓約した書面
八 収支予算書

十四 創立総会の議事録

九 創立総会の議事録
書面
前項第六号の加入申込書には、組合員たるべき者がすべて組合員となる資格を有する者であることを発起人が誓約した書面
八 収支予算書

十五 創立総会の議事録

九 創立総会の議事録
書面
前項第六号の加入申込書には、組合員たるべき者がすべて組合員となる資格を有する者であることを発起人が誓約した書面
八 収支予算書

十六 創立総会の議事録

九 創立総会の議事録
書面
前項第六号の加入申込書には、組合員たるべき者がすべて組合員となる資格を有する者であることを発起人が誓約した書面
八 収支予算書

十七 創立総会の議事録

九 創立総会の議事録
書面
前項第六号の加入申込書には、組合員たるべき者がすべて組合員となる資格を有する者であることを発起人が誓約した書面
八 収支予算書

十八 創立総会の議事録

九 創立総会の議事録
書面
前項第六号の加入申込書には、組合員たるべき者がすべて組合員となる資格を有する者であることを発起人が誓約した書面
八 収支予算書

十九 創立総会の議事録

九 創立総会の議事録
書面
前項第六号の加入申込書には、組合員たるべき者がすべて組合員となる資格を有する者であることを発起人が誓約した書面
八 収支予算書

二十 創立総会の議事録

九 創立総会の議事録
書面
前項第六号の加入申込書には、組合員たるべき者がすべて組合員となる資格を有する者であることを発起人が誓約した書面
八 収支予算書

二十一 創立総会の議事録

九 創立総会の議事録
書面
前項第六号の加入申込書には、組合員たるべき者がすべて組合員となる資格を有する者であることを発起人が誓約した書面
八 収支予算書

二十二 創立総会の議事録

九 創立総会の議事録
書面
前項第六号の加入申込書には、組合員たるべき者がすべて組合員となる資格を有する者であることを発起人が誓約した書面
八 収支予算書

二十三 創立総会の議事録

九 創立総会の議事録
書面
前項第六号の加入申込書には、組合員たるべき者がすべて組合員となる資格を有する者であることを発起人が誓約した書面
八 収支予算書

二十四 創立総会の議事録

九 創立総会の議事録
書面
前項第六号の加入申込書には、組合員たるべき者がすべて組合員となる資格を有する者であることを発起人が誓約した書面
八 収支予算書

二十五 創立総会の議事録

九 創立総会の議事録
書面
前項第六号の加入申込書には、組合員たるべき者がすべて組合員となる資格を有する者であることを発起人が誓約した書面
八 収支予算書

二十六 創立総会の議事録

九 創立総会の議事録
書面
前



五 次に掲げる規定により理事会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要

イ 法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第三十六条の三第三項（法第四十七条第二項において準用する場合を含む。）において準用する会社法第三百八十九条（法第五条の二十三第四項において準用する協同組合法第六十九条（法第四十七条第三項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）

ロ 法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第三十六条の三第三項（法第四十七条第二項において準用する場合を含む。）において準用する会社法第三百八十九条（法第五条の二十三第四項において準用する協同組合法第六十九条（法第四十七条第三項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）において準用する会社法第三百八十九条（法第四十七条第三項において準用する場合を含む。）

ハ 法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第三十六条の六第六項（法第五十五条の二十三第四項において準用する協同組合法第六十九条（法第四十七条第三項において準用する場合を含む。）において準用する会社法第三百八十九条（法第五条の二十三第四項において準用する協同組合法第六十九条（法第四十七条第三項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）において準用する会社法第三百八十九条（法第四十七条第三項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）

二 法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第三十八条第三項（法第五十五条の二十三第四項において準用する協同組合法第六十九条（法第四十七条第三項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）及び法第四十七条第三項において準用する協同組合法第五十五条の二十三第三項において準用する協同組合法第三十八条第五第四項（法第五条の二十三第三項において準用する場合を含む。）及び法第四十七条第三項において準用する協同組合法第三十八条第五第四項（法第五条の二十三第三項において準用する場合を含む。）

六 理事会に出席した理事、監事又は組合員若しくは会員の氏名

七 理事会の議長の氏名

一 法第五条の二十三第三項において準用する各号に掲げる場合には、理事会の議事録は、当該各号に定める事項を内容とするものとする。

二 項において準用する場合を含む。)の規定により理事会の決議があつたものとみなされた場合 次に掲げる事項

口 イの事項の提案をした理事の氏名

ハ 理事会の決議があつたものとみなされた日 事項の内容

二 議事録の作成に係る職務を行つた理事の氏名

法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第三十六条の六第五項(法第五条の二十四項において準用する協同組合法第六十九条(法第四十七条规定の第三項において準用する場合を含む。)及び法第四十七条第二項において準用する場合を含む。)の規定により理事会への報告を要しないものとされた場合 次に掲げる事項

イ 理事会への報告を要しないものとされた事項の内容

ロ 理事会への報告を要しないものとされた日

ハ 議事録の作成に係る職務を行つた理事の氏名  
(電子署名)

第十三条 法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第三十六条の七第二項(法第五条の二十三第四項において準用する協同組合法第六十九条(法第四十七条第三項において準用する場合を含む。)及び法第四十七条第二項において準用する場合を含む。)に規定する主務省令で定める署名又は記名押印に代わる措置は、電子署名とする。

二 前項に規定する「電子署名」とは、電磁的記録に記録することができる情報について行われる措置であつて、次の要件のいずれにも該当するものをいう。

一 当該情報が当該措置を行つた者の作成に係るものであることを示すためのものであること。

二 当該情報について改変が行われていないかどうかを確認することができるものであること。

(役員の協業組合等に対する損害賠償に係る報酬等の額の算定方法)

第十四条 法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第三十八条の二第五項(法第五

一 揭げる額の合計額とする。

一 役員がその在職中に報酬、賞与その他の職務執行の対価（当該役員が当該協業組合等の使用人を兼ねている場合における当該使用者の報酬、賞与その他の職務執行の対価を含む。）として協業組合等から受け、又は受けるべき財産上の利益（次号に定めるものを除く。）の額の事業年度（次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからハまでに定める日を含む事業年度及びその前の各事業年度に限る。）との合計額（当該事業年度の期間が一年でない場合にあっては、当該総合計額を一年当たりの額に換算した額）のうち最も高い額

口 法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第三十八条の二第九項（法第五条の二十三第四項において準用する協同組合法第六十九条（法第四十七条第三項において準用する場合を含む。）及び法第四十七条第二項において準用する場合を含む。）の総会の決議の日

イ 法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第三十八条の二第九項（法第五条の二十三第四項において準用する協同組合法第六十九条（法第四十七条第三項において準用する場合を含む。）及び法第四十七条第二項において準用する場合を含む。）ににおいて準用する会社法第四百二十二条第一項の規定による定款の定めに基づいて責任を免除する旨の理事会の決議を行つた場合 当該決議のあった日

ハ 法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第三十八条の二第九項（法第五条の二十三第四項において準用する協同組合法第六十九条（法第四十七条第三項において準用する場合を含む。）及び法第四十七条第二項において準用する場合を含む。）ににおいて準用する会社法第四百二十二条第一項の契約を締結した場合 責任の原因となる事実が生じた日（二以上の日がある場合にあっては、最も遅い日）

(役員のために締結される保険契約)  
**第十四条の二** 法第五条の二十三第三項において  
準用する協同組合法第三十八条の六第一項（法  
第四十七条第二項において準用する場合を含  
む。）に規定する主務省令で定めるものは、次  
に掲げるものとする。  
一 被保険者に保険者との間で保険契約を締結  
する協業組合等を含む保険契約であつて、当該  
協業組合等がその業務に関連し第三者に生  
じた損害を賠償する責任を負うこと又は当該  
責任の追及に係る請求を受けることによつて  
当該協業組合等に生ずることのある損害を保

二 同組合法第三十九条の二第二項において準用する協同組合法第三十八条の二第八項（法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第六十九条（法第四十七条第三項において準用する場合を含む。）及び法第四十七条第一項において準用する場合を含む。）に規定する主務省令で定める財産上の利益とは、次に掲げるものとす  
る。  
一 退職慰労金

(1) 代表理事 六  
(2) 代表理事以外の理事 四

(3) を有する材産上の利益の項	(1) 当該役員が当該協業組合等から受けた 退職慰労金の額
	(2) 当該役員が当該協業組合等の使用者を兼ねていた場合における当該使用者としての退職手当のうち当該役員を兼ねていた期間の職務執行の対価である部分の額

(責任追及等の請求の提起の請求方法)  
**第十五条** 法第五条の一十三第三項において「同上」と云ふ場合に、

**第十五条** 法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第三十九条（法第四十七条第一項において準用する場合を含む。）において準用する会社法第八百四十七条第一項（法第五条の二十三第四項において準用する協同組合法第六十九条（法第四十七条第三項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）に規定する主務省令で定める方法は、次に掲げる事項を記載した書面の提出又は当該事項の電磁的方法による提供とする。

一 被告となるべき者

二 請求の趣旨及び請求を特定するのに必要な事項

（金額の表示の単位）

二十三第三項において準用  
第十条第一項（法第四十七条规定する場合を含む。）に規定する  
立の日における貸借対照表  
成すべき決算関係書類（剩  
處理案を除く。）に係る事  
位又は千円単位をもつて表  
損失処理案については、一  
のとする。

二一資產負債

各項目は、当該項目  
適当な名称を付した  
る。

二 イに掲げる額を口に掲げる数で除して得た額

(1) 次に掲げる額の合計額

(2) 当該役員が当該協業組合等から受けた退職慰労金の額

当該役員が当該協業組合等の使用者を兼ねていた場合における当該使用者としての退職手当のうち当該役員を兼ねていた期間の職務執行の対価である部分の額

(1) 又は(2)に掲げるものの性質を有する財産上の利益の額

自該役員がこの戦争によって、二三枚、自

一、役員が第三者に生じた損害を賠償する責任  
一、役員が第三者が損害を負うことを主たる目的として締結されるもの

三第四項において準用する協同組合法第六十九条（法第四十七条第三項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）に規定する責任追及等の訴えをいう。）を提起しないときは、その理由

当該事業年度に係る会計帳簿に基づき作成しなければならない。

当該事業年度に係る会計帳簿に基づき作成しなければならない。

**第二十一条** 法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第四十条第二項（法第五条の二十三第四項において準用する協同組合法第六十九条（法第四十七条第三項において準用する場合を含む。）及び法第四十七条第二項において準用する場合を含む。）の規定により各事業年度ごとに協業組合等が作成すべき財産目録については、この条の定めるところによる。

前項の財産目録は、次に掲げる部に区分して表示しなければならない。

一 協業組合等が行った調査の内容（次号の判断の基礎とした資料を含む。）

二 請求対象者の責任又は義務の有無についての判断

三 請求対象者に責任又は義務があると判断した場合において、責任追及等の訴え（法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第三十九条（法第四十七条第二項において準用する場合を含む。）において準用する会社法第八百四十七条第一項（法第五十五条の二十

**第二十条** 各事業年度に係る決算関係書類の作成に係る期間は、当該事業年度の前事業年度の末日の翌日（当該事業年度の前事業年度がない場合にあつては、成立の日）から当該事業年度の末日までの期間とする。この場合において、当該期間は、一年（事業年度の末日を変更する場合における変更後の最初の事業年度については、一年六月）を超えることができない。

対照表をいう)については、この款の定めるところによる。

**第二十三条** 貸借対照表は、次に掲げる部に区分して表示しなければならない。

一 資産

二 負債

三 純資産（出資商工組合等以外の商工組合等（以下「非出資商工組合等」という。）にあつては、正味資産とする。以下同じ。）

2 資産の部又は負債の部の各項目は、当該項目に係る資産又は負債を示す適當な名称を付なければならない。

(資産の部の区分)

**第二十四条** 資産の部は、次に掲げる項目に区分しなければならない。この場合において、各項目

三 前二号に掲げるものの性質を有する財産上の利益の対価である部分の三款(役員を兼ねていた期間の職務賃等)の對価である部分の性質を有する財産上の利益

六十九条（法第四十七条第三項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）に規定する主務省令で定める方法は、次に掲げる事項を記載した書面の提出又は当該事項の電磁的方法による提供とする。

**第二十条** 各事業年度に係る決算関係書類の作成に係る期間は、当該事業年度の前事業年度の末日の翌日（当該事業年度の前事業年度がない場合にあつては、成立の日）から当該事業年度の末日までの期間とする。この場合において、当

対照表をいう。)については、この款の定めるところによる。

(貸借対照表の区分)

**第二十三条** 貸借対照表は、次に掲げる部に区分して表示しなければならない。

一 資産

(訴えを提起しない理由の通知方法)  
**第十六条** 法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第三十九条（法第四十七条第一項において準用する場合を含む。）において準用する会社法第八百四十七条第四項（法第五条の二十三第四項において準用する協同組合法第二

する協同組合法第四十一条第一項（法第四十七条第二項において準用する場合を含む。）の規定により作成すべき貸借対照表は、協業組合等の成立の日における会計帳簿に基づき作成しなければならない。

（各事業年度ごとに作成する決算関係書類）

て準用する協同組合法第四十条第二項（法第五条の二十三第四項において準用する協同組合法第六十九条（法第四十七条第三項において準用する場合を含む。）及び法第四十七条第二項において準用する場合を含む。）に規定する貸借

掲げる事項を記載した書面の提出又は当該事項の電磁的方法による提供とする。

一 被告となるべき者

二 請求の趣旨及び請求を特定するのに必要な事実

示するものとする。  
2 剰余金処分案又は損失処理案について、一  
円単位で表示するものとする。  
(成立の日の貸借対照表)

**第二十二条** 法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第四十条第一項（法第四十七  
条第二項において準用する場合を含む。）に規定する協業組合等の成立の日における貸借対照表及び各事業年度ごとに協業組合等が作成すべき貸借対照表（法第五条の二十三第三項におい



(2) 特定の資産又は負債に関連しない繰延税金負債であつて、一年内に取り崩されると認められないもの。	（純資産の区分）
二 その他の負債であつて、流動負債に属しないもの	（純資産の部の区分）
合連合会にあつては、会員資本とする。以下同じ。）及び評価・換算差額等の項目に区分しなければならない。	第二十六条 純資産の部は、組合員資本（商工組合連合会にあつては、会員資本とする。以下同じ。）及び評価・換算差額等の項目に区分しなければならない。
組合員資本に係る項目は、次に掲げる項目に区分しなければならない。この場合において、第二号に掲げる項目は、控除項目とする。	二 組合員資本に係る項目は、次に掲げる項目に区分しなければならない。この場合において、第二号に掲げる項目は、控除項目とする。
一 出資金	一 出資金
二 未払込出資金	二 未払込出資金
三 資本剰余金	三 資本剰余金
四 利益剰余金	四 利益剰余金
5 資本剰余金に係る項目は、次に掲げる項目に区分しなければならない。	5 資本剰余金に係る項目は、次に掲げる項目に区分しなければならない。
一 資本準備金（法第五条の十一又は第三十七条第一項に規定する加入金その他これに準ずるものをいう。以下同じ。）	一 資本準備金（法第五条の十一又は第三十七条第一項に規定する加入金その他これに準ずるものをいう。以下同じ。）
二 その他資本剰余金	二 その他資本剰余金
利益剰余金に係る項目は、次に掲げる項目に区分しなければならない。	利益剰余金に係る項目は、次に掲げる項目に区分しなければならない。
6 第三項第二号に掲げる項目は、適當な名称を付した項目に細分しができる。	6 第三項第二号に掲げる項目は、次に掲げる項目に細分しができる。
7 前項第一号に掲げる項目は、その内容を示す適当な名称を付した科目に細分しなければならない。	7 前項第一号に掲げる項目は、その内容を示す適当な名称を付した科目に細分しなければならない。
8 第六項第二号に掲げる項目については、当期前項第一号又は当期損失金を付記しなければならない。	8 第六項第二号に掲げる項目については、当期前項第一号又は当期損失金を付記しなければならない。
9 評価・換算差額等に係る項目は、その他有価証券評価差額金（純資産の部に計上されるその	9 評価・換算差額等に係る項目は、その他有価証券評価差額金（純資産の部に計上されるその

他有価証券（売買目的有価証券、満期保有目的の債券及び子会社の株式以外の有価証券をいう。）の評価差額をいう。）その他適当な名称を付した項目に細分しなければならない。（貸倒引当金等の表示）	第二十七条 各資産に係る引当金は、次項の規定による場合のほか、当該各資産の項目に対する控除項目として、貸倒引当金その他当該引当金の設定目的を示す名称を付した項目をもって表示しなければならない。ただし、流動資産、有形固定資産、無形固定資産の区分に応じ、これらの資産に対する控除項目として一括して表示することを妨げない。
（無形固定資産の表示）	第二十八条 各有形固定資産に対する減価償却累計額は、次項の規定による場合のほか、当該各資産に属する繰延税金負債の金額及び流動負債に属する繰延税金負債の金額について、その差額のみを繰延税金資産又は繰延税金負債として流動資産又は流動負債に表示しなければならない。ただし、これらの有形固定資産に対する控除項目として一括して表示することを妨げない。
（有形固定資産に対する減価償却累計額の表示）	2 各資産に係る引当金は、当該各資産の金額から直接控除し、その控除残高を当該各資産の金額として表示することができる。
（有形固定資産に対する減価償却累計額の表示）	（有形固定資産に対する減価償却累計額の表示）
（有形固定資産に対する減損損失累計額の表示）	（有形固定資産に対する減損損失累計額の表示）

第三十条 各無形固定資産に対する減価償却累計額から直接控除し、その控除残高を当該各資産の金額として表示しなければならない。	第三十一条 外部出資は、子会社出資（子会社の株式（売買目的有価証券に該当する株式を除く。）又は持分をいう。）の項目をもって別に表示しなければならない。（外部出資の表示）
（無形固定資産の表示）	第三十二条 流動資産に属する繰延税金資産の金額及び流動負債に属する繰延税金負債の金額について、その差額のみを繰延税金資産又は繰延税金負債として流動資産又は流動負債に表示しなければならない。
（繰延税金資産等の表示）	第三十三条 各繰延資産に対する償却累計額は、当該各繰延資産の金額から直接控除し、その控除残高を当該各繰延資産の金額として表示しなければならない。（繰延資産の表示）
（繰延資産の表示）	第三十四条 各事業年度ごとに協業組合等が作成すべき損益計算書（法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第四十条第二項（法第四十七条第二項において準用する場合を含む。）の規定による損益計算書をいう。以下同じ。）について、この款の定めるところによること。
（損益計算書の区分）	（通則） 第三十五条 損益計算書は、次に掲げる項目に区分して表示しなければならない。この場合において、各項目について細分することが適当な場合には、適當な項目に細分しができる。

三 事業費用額に合算して、減価償却累計額の項目をもつて表示することができる。	三 事業費用
四 一般管理費	4 事業収益に属する収益は、売上高、受取手数料、受取施設利用料、受取貸付利息、受取保管料、受取検査料その他の項目の区分に従い、細分しなければならない。
五 事業外収益	5 事業費用に属する費用は、売上原価、販売費、購買費、生産・加工費、運送費、転貸支払費、諸税負担金その他の項目の区分に従い、細分しなければならない。
六 事業外費用	6 参加料収入、負担金収入その他の項目の区分に従い、細分しなければならない。
七 特別利益	7 受取利息（法第十七条第二項第一号（法第三十三条において準用する場合を含む。）の事業として受け入れたものを除く。）、創立費償却、寄付金その他の項目の区分に従い、細分しなければならない。
八 特別損失	8 特別利益に属する損失は、固定資産売却益、補助金収入（経常的経費に充てるべきものとし交付されたものを除く。）、前期損益修正益その他の項目の区分に従い、細分しなければならない。
九 特別損失に属する損失は、固定資産売却損、固定資産圧縮損、減損損失、災害による損失、前期損益修正損その他の項目の区分に従い、細分しなければならない。	9 特別損失に属する損失は、固定資産売却損、固定資産圧縮損、減損損失、災害による損失、前期損益修正損その他の項目の区分に従い、細分しなければならない。
10 第二項から前項までの規定にかかわらず、第二項から前項までに規定する各収益若しくは費用又は利益若しくは損失のうち、その金額が重要用でないものについては、当該収益若しくは費用又は利益若しくは損失を細分しないこととすることができる。	10 第二項から前項までの規定にかかわらず、第二項から前項までに規定する各収益若しくは費用又は利益若しくは損失のうち、その金額が重要用でないものについては、当該収益若しくは費用又は利益若しくは損失を細分しないこととすることができる。
11 協業組合等が二以上の異なる種類の事業を行っている場合には、第一項第一号から第四号ま	11 協業組合等が二以上の異なる種類の事業を行っている場合には、第一項第一号から第四号ま

でに掲げる収益又は費用は、事業の種類ごとに区分することができる。

12 損益計算書の各項目は、当該項目に係る収益若しくは費用又は利益若しくは損失を示す適当な名称を付さなければならない。

### (事業総損益金額)

事業収益に賦課金等収入を加算して得た額から事業費用を減じて得た額（以下「事業総損益金額」という。）は、事業総利益金額として表示しなければならない。

2 協業組合等が二以上の異なる種類の事業を行つている場合には、事業総利益金額は、事業種類ごとに区分し表示することができる。

3 前二項の規定にかかるとおり、事業総利益金額が零未満である場合には、零から事業総利益金額を減じて得た額を、事業総損失金額として表示しなければならない。

### (事業損益金額)

第三十七条 事業総損益金額（当該金額が二以上ある場合には、その合計額）から一般管理費の合計額を減じて得た額（以下「事業損益金額」という。）は、事業利益金額として表示しなければならない。

2 前項の規定にかかるとおり、事業損益金額が零未満である場合には、零から事業損益金額を減じて得た額を、事業損失金額として表示しなければならない。

### (経常損益金額)

第三十八条 事業損益金額に事業外収益を加算して得た額から事業外費用を減じて得た額（以下「経常損益金額」という。）は、経常利益金額として表示しなければならない。

2 前項の規定にかかるとおり、経常損益金額が零未満である場合には、零から経常損益金額を減じて得た額を、経常損失金額として表示しなければならない。

### (税引前当期純損益金額)

第三十九条 経常損益金額に特別利益を加算して得た額から特別損失を減じて得た額（以下「税引前当期純損益金額」という。）は、税引前当期純利益金額として表示しなければならない。

2 前項の規定にかかるとおり、税引前当期純損益金額が零未満である場合には、零から税引前当期純損益金額を減じて得た額を、税引前当期純損失金額として表示しなければならない。

### (税等)

第四十条 次に掲げる項目の金額は、その内容を示す名称を付した項目をもつて、税引前当期純損失金額として表示しなければならない。

利益金額又は税引前当期純損失金額の次に表示しなければならない。

一 当該事業年度に係る法人税等（法人税、住民税及び事業税をいう。以下同じ。）

### (貸借対照表)

二 法人税等調整額（税効果会計（貸借対照表）として表示しなければならない。

### (協業組合等)

三 協業組合等の金額と法人税等の金額を合理的に差異に係る法人税等の金額を適切に期間配分することにより、法人税等を控除する前の当期純利益の金額と法人税等の金額を合理的に対応させるための会計処理をいう。の適用により計上される前号に掲げる法人税等の調定により各事業年度ごとに協業組合等が作成すべき現金流量案又は損失処理案については、この款の定めるところによる。

### (税引前当期純損益金額)

2 法人税等の更正、決定等による納付税額又は還付税額がある場合には、前項第一号に掲げる項目の次に、その内容を示す名称を付した項目をもって表示するものとする。ただし、これらの金額の重要性が乏しい場合は、同号に掲げる項目の金額に含めて表示することができる。

### (当期純損益金額)

2 法人税等の更正、決定等による納付税額又は還付税額がある場合には、前項第一号に掲げる項目の次に、その内容を示す名称を付した項目をもって表示するものとする。ただし、これらの金額の重要性が乏しい場合は、同号に掲げる項目の金額に含めて表示することができる。

ロ 事業上の取引以外の取引に基づいて発生した債権に係るもの 事業外費用

### (損失処理案の区分)

#### （通則）

##### 第四十三条 法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第四十条第二項（法第四十七第二項において準用する場合を含む。）の規定により各事業年度ごとに協業組合等が作成すべき現金流量案又は損失処理案については、この款の定めるところによる。

##### 二 前期未処分損失金

##### 三 次期繰越損失金

は、当該配当の名称を示した項目に細分しなければならない。

##### （損失処理案の区分）

##### 一 当期未処理損失金

##### 二 損失未ん補取崩額

##### 三 次期期繰越損失金

は、当該配当の名称を示した項目に細分しなければならない。

##### （損失処理案の区分）

##### 一 当期未処理損失金

##### 二 損失未ん補取崩額

##### 三 次期期繰越損失金

は、当該配当の名称を示した項目に細分しなければならない。

##### （損失処理案の区分）

##### 一 当期未処理損失金

##### 二 損失未ん補取崩額

##### 三 次期期繰越損失金

は、当該配当の名称を示した項目に細分しなければならない。

##### （損失処理案の区分）

##### 一 当期未処理損失金

##### 二 損失未ん補取崩額

##### 三 次期期繰越損失金

は、当該配当の名称を示した項目に細分しなければならない。

##### （損失処理案の区分）

##### 一 当期未処理損失金

##### 二 損失未ん補取崩額

##### 三 次期期繰越損失金

は、当該配当の名称を示した項目に細分しなければならない。

##### （損失処理案の区分）

##### 一 当期未処理損失金

##### 二 損失未ん補取崩額

##### 三 次期期繰越損失金

は、当該配当の名称を示した項目に細分しなければならない。

##### （損失処理案の区分）

##### 一 当期未処理損失金

##### 二 損失未ん補取崩額

##### 三 次期期繰越損失金

は、当該配当の名称を示した項目に細分しなければならない。

##### （損失処理案の区分）

##### 一 当期未処理損失金

##### 二 損失未ん補取崩額

##### 三 次期期繰越損失金

は、当該配当の名称を示した項目に細分しなければならない。

##### （損失処理案の区分）

##### 一 当期未処理損失金

##### 二 損失未ん補取崩額

##### 三 次期期繰越損失金

は、当該配当の名称を示した項目に細分しなければならない。

##### （損失処理案の区分）

##### 一 当期未処理損失金

##### 二 損失未ん補取崩額

##### 三 次期期繰越損失金

は、当該配当の名称を示した項目に細分しなければならない。

##### （損失処理案の区分）

##### 一 当期未処理損失金

##### 二 損失未ん補取崩額

##### 三 次期期繰越損失金

は、当該配当の名称を示した項目に細分しなければならない。

##### （損失処理案の区分）

##### 一 当期未処理損失金

##### 二 損失未ん補取崩額

##### 三 次期期繰越損失金

は、当該配当の名称を示した項目に細分しなければならない。

##### （損失処理案の区分）

##### 一 当期未処理損失金

##### 二 損失未ん補取崩額

##### 三 次期期繰越損失金

は、当該配当の名称を示した項目に細分しなければならない。

##### （損失処理案の区分）

##### 一 当期未処理損失金

##### 二 損失未ん補取崩額

##### 三 次期期繰越損失金

は、当該配当の名称を示した項目に細分しなければならない。

##### （損失処理案の区分）

##### 一 当期未処理損失金

##### 二 損失未ん補取崩額

##### 三 次期期繰越損失金

は、当該配当の名称を示した項目に細分しなければならない。

##### （損失処理案の区分）

##### 一 当期未処理損失金

##### 二 損失未ん補取崩額

##### 三 次期期繰越損失金

は、当該配当の名称を示した項目に細分しなければならない。

##### （損失処理案の区分）

##### 一 当期未処理損失金

##### 二 損失未ん補取崩額

##### 三 次期期繰越損失金

は、当該配当の名称を示した項目に細分しなければならない。

##### （損失処理案の区分）

##### 一 当期未処理損失金

##### 二 損失未ん補取崩額

##### 三 次期期繰越損失金

は、当該配当の名称を示した項目に細分しなければならない。

##### （損失処理案の区分）

##### 一 当期未処理損失金

##### 二 損失未ん補取崩額

##### 三 次期期繰越損失金

は、当該配当の名称を示した項目に細分しなければならない。

##### （損失処理案の区分）

##### 一 当期未処理損失金

##### 二 損失未ん補取崩額

##### 三 次期期繰越損失金

は、当該配当の名称を示した項目に細分しなければならない。

##### （損失処理案の区分）

##### 一 当期未処理損失金

##### 二 損失未ん補取崩額

##### 三 次期期繰越損失金

は、当該配当の名称を示した項目に細分しなければならない。

##### （損失処理案の区分）

##### 一 当期未処理損失金

##### 二 損失未ん補取崩額

##### 三 次期期繰越損失金

は、当該配当の名称を示した項目に細分しなければならない。

##### （損失処理案の区分）

##### 一 当期未処理損失金

##### 二 損失未ん補取崩額

##### 三 次期期繰越損失金

は、当該配当の名称を示した項目に細分しなければならない。

##### （損失処理案の区分）

##### 一 当期未処理損失金

##### 二 損失未ん補取崩額

##### 三 次期期繰越損失金

は、当該配当の名称を示した項目に細分しなければならない。

##### （損失処理案の区分）

##### 一 当期未処理損失金

##### 二 損失未ん補取崩額

##### 三 次期期繰越損失金

は、当該配当の名称を示した項目に細分しなければならない。

##### （損失処理案の区分）

##### 一 当期未処理損失金

##### 二 損失未ん補取崩額

##### 三 次期期繰越損失金

は、当該配当の名称を示した項目に細分しなければならない。

##### （損失処理案の区分）

##### 一 当期未処理損失金

##### 二 損失未ん補取崩額

##### 三 次期期繰越損失金

は、当該配当の名称を示した項目に細分しなければならない。

##### （損失処理案の区分）

##### 一 当期未処理損失金

##### 二 損失未ん補取崩額

##### 三 次期期繰越損失金

は、当該配当の名称を示した項目に細分しなければならない。

##### （損失処理案の区分）

##### 一 当期未処理損失金

##### 二 損失未ん補取崩額

##### 三 次期期繰越損失金

は、当該配当の名称を示した項目に細分しなければならない。

##### （損失処理案の区分）

##### 一 当期未処理損失金

##### 二 損失未ん補取崩額

##### 三 次期期繰越損失金

は、当該配当の名称を

二ハ 他の法人との業務上の提携  
二ハ 他の会社を子会社とすることとなる場合における当該他の会社の株式又は持分の取得  
ホ 事業の全部又は一部の譲渡又は譲受け、直前三事業年度（当該事業年度の末日において三事業年度が終了していない協業組合等にあつては、成立後の各事業年度）の財産及び損益の状況  
ヒ 対処すべき重要な課題  
ハ 前各号に掲げるもののほか、当該協業組合等の現況に関する重要な事項  
コ 協業組合等の運営組織の状況に関する事項  
**二十九条** 第四十七条第二号に規定する協業組合等の運営組織の状況に関する事項とは、次に掲げる事項とする。  
イ 前事業年度における総会の開催状況に関する次に掲げる事項  
イ 開催日時  
ロ 出席した組合員又は会員（又は総代）の数  
ハ 重要な事項の議決状況  
一 組合員又は会員に関する次に掲げる事項  
イ 組合員又は会員の数及びその増減  
ロ 組合員又は会員の出資口数及びその増減  
二 一役員（直前の通常総会の日の翌日以降に在任していた者であつて、当該事業年度の末日までに退任した者を含む。以下この条において同じ。）に関する次に掲げる事項  
イ 役員の氏名  
ロ 役員の当該協業組合等における職制上の地位及び担当  
ハ 役員が他の法人等の代表者その他これに類する者であるときは、その重要な事実  
二 役員と当該協業組合等との間で補償契約（法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第三十八条の五第一項（法第四十七条第一項において準用する場合を含む。）に規定する補償契約をいう。以下同じ。）を締結しているときは、次に掲げる事項  
(1) 当該役員の氏名

(2) 当該補償契約の内容の概要（当該補償契約によって当該役員の職務の執行の適正性が損なわれないようするための措置を講じている場合にあつては、その内容を含む。）

当該協業組合等が役員に対して補償契約に基づき法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第三十八条の五第一項第一号（法第四十七条第二項において準用する場合を含む。）に掲げる費用を補償した場合において、当該協業組合等が、当該事業年度において、当該役員が同号の職務の執行に関し法令の規定に違反したこと又は責任を負うことを見つたときは、その旨に基づき法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第三十八条の五第一項第二号（法第四十七条第二項において準用する場合を含む。）に掲げる損失を補償したときは、その旨及び補償した金額と当該事業年度中に辞任した役員があるときは、次に掲げる事項

(1) 当該役員の氏名

(2) 法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第三十六条の三第三項（法第四十七条第二項において準用する場合を含む。）において準用する会社法第三百四十五条第一項の意見があつたときは、その意見の内容

(3) 法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第三十六条の三第三項（法第四十七条第二項において準用する場合を含む。）において準用する会社法第三百四十五条第二項の理由があるときは、その理由

三の二 当該協業組合等が保険者との間で役員賠償責任保険契約（法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第三十八条の六第一項（法第四十七条第二項において準用する場合を含む。）に規定する役員賠償責任保険契約をいう。以下同じ。）を締結しているときは、次に掲げる事項

イ 当該役員賠償責任保険契約の被保険者の範囲  
ロ 当該役員賠償責任保険契約の内容の概要（被保険者が実質的に保険料を負担してい

四 職員の数及びその増減その他の職員の状況

五 業務運営の組織に関する次に掲げる事項

イ 当該協業組合等の内部組織の構成を示す組織図（事業年度の末日後に変更があつた場合には、当該変更事項を反映させたもの。）

ロ 当該協業組合等と緊密な協力関係にある組合員又は会員が構成する組織がある場合には、その主要なものの大要

六 主たる事務所、従たる事務所及び協業組合等が所有する施設の種類ごとの主要な施設の名称及び所在地

七 子会社の状況に関する次に掲げる事項

イ 子会社の区分ごとの重要な子会社の商号又は名称、代表者名及び所在地

ロ イに掲げるものの資本金の額、当該協業組合等の保有する議決権の比率及び主要な事業内容その他の子会社の概況

八 前各号に掲げるもののほか、当該協業組合等の運営組織の状況に関する重要な事項

第五節 決算関係書類及び事業報告書の監査

第一款 通則

第五十条 法第五十五条の二十三第三項において準用する協同組合法第四十条第五項（法第五条の二十三条第四項において準用する協同組合法第六十九条（法第四十七条第三項において準用する場合を含む。）及び法第四十七条第二項において準用する場合を含む。）の規定による監査については、この節の定めるところによる。

前項に規定する監査には、決算関係書類及び事業報告書に表示された情報と決算関係書類及び事業報告書に表示すべき情報との合致の程度を確かめ、かつ、その結果を利害関係者に伝達するための手続を含むものとする。

第二款 協業組合等における監査

第五十一条 監査は、決算関係書類を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする監査報告を作成しなければならない。

二 監事の監査の方針及びその内容

三 決算関係書類(剰余金処分案又は損失処理案を除く)が当該協業組合等の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見

四 剰余金処分案又は損失処理案が当該協業組合等の財産の状況その他の事情に照らして著しく不当であるときは、その旨

五 監査のため必要な調査ができなかつたときは、その旨及びその理由

六 追記情報

七 監査報告を作成した日

前項第六号に規定する追記情報とは、次に掲げる事項その他の事項のうち、監事の判断に閑して説明を付す必要がある事項又は決算関係書類の内容のうち強調する必要がある事項とする。

一 正当な理由による会計方針の変更

二 重要な偶発事象

三 重要な後発事象

(監事の事業報告書に係る監査報告の内容)

第五十二条 監事は、事業報告書を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする監査報告を作成しなければならない。

一 監事の監査の方針及びその内容

二 事業報告書が法令又は定款に従い当該協業組合等の状況を正しく示しているかどうかについての意見

三 当該協業組合等の理事の職務の遂行に関する重大な行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があつたときは、その事実

四 監査のため必要な調査ができなかつたときは、その旨及びその理由

五 監査報告を作成した日

前項の規定にかかわらず、監査権限限定組合(法第五条の二十三第二項において準用する協同組合法第二十七条第八項(法第四十七条第一項において準用する場合を含む。)に規定する組合をいう。)の監事は、前項各号に掲げる事項に代えて、事業報告書を監査する権限がないことを明らかにした監査報告を作成しなければならない。

(監事の監査報告の通知期限等)

第五十三条 特定監事は、次に掲げる日のいずれか遅い日までに、特定理事に対し、第五十一条

第一項及び前条第一項に規定する監査報告の内容を通知しなければならない。  
一 決算関係書類及び事業報告書の全部を受領した日から四週間を経過した日  
二 特定理事及び特定監事の間で合意により定めた日があるときは、その日  
決算関係書類及び事業報告書については、特定理事が前項の規定による監査報告の内容の通知を受けた日に、監事の監査を受けたものとする。

二 決算関係書類

三 決算関係書類に係る監事の監査報告があるときは、当該監査報告（二以上の監事が存する協業組合等の各監事の監査報告の内容（監査報告を作成した日を除く。）が同一である場合にあつては、一又は二以上の監事の監査報告）

三 第五十三条第三項の規定により監査を受けたものとみなされたときは、その旨の記載又は記録をした書面又は電磁的記録

通常総会の前日までの間に修正をすべき事情が生じた場合における修正後の事項を組合員又は会員に周知させる方法を、当該招集通知と併せて通知することができる。  
**第二款** 事業報告書の組合員又は会員への提供  
**第五十五条** 法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第四十条第七項（法第五条の二十三第四項において準用する協同組合法第六十九条（法第四十七条第三項において準用する

事業報告書に表示すべき事項（次に掲げるもののを除く。）に係る情報を、通常総会に係る招集通知を発出する時から通常総会の日から三月が経過するまでの間、継続して電磁的方法により組合員又は会員が提供を受けることができると状態に置く措置（第二条第一項第一号ロに掲げる方法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置を使用する方法によつて行われるものに限る。第七項において同じ。）をとる場合における前項の規定の適用については、

3 前項の規定にかかるはず、特定監事が第一項の規定により通知をすべき日までに同項の規定による監査報告の内容の通知をしない場合には、当該通知をすべき日に、決算関係書類及び事業報告書については、監事の監査を受けたものとみなす。

2  
通常総会の招集通知（法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第四十九条第一項（法第四十七条第二項において準用する場合を含む。）に規定する招集に係る通知をいう。以下同じ。）を次の各号に掲げる方法により行う場合にあつては、提供決算閲覧書類は、各号にあつては、監査係によつて記入せしむる。

場合を含む。) 及び法第四十七条第二項において準用する場合を含む。) の規定により組合員又は会員に対して行う提供事業報告書(次の各号に定めるものをいう。以下この条において同じ。)の提供に関する事項は、この条の定めるとおりによる。

当該事項につき同項各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法により組合員又は会員に対して提供したものとみなす。ただし、この項の措置をとる旨の定款の定めがある場合に限る。

4 第一項及び第二項に規定する「特定理事」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。

二 各号に掲げる場合以外の場合、監査を受ける者として定められた者

各号に定める方法により提供しなければならない。  
一　書面の提供　次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める方法  
イ　提供決算関係書類が書面をもつて作成されている場合　当該書面に記載された事項  
を記載した書面の提供

二 事業報告書  
事業報告書に係る監事の監査報告があるときは当該監査報告（二以上の監事が存する協業組合等の各監事の監査報告の内容（監査報告を作成した日を除く。）が同一である場合にあっては、一又は二以上の監事の監査報告）

十九条第一号から第七号までに掲げる事項  
一 事業報告書に表示すべき事項（前号に掲げるものを除く。）につきこの項の措置をとることについて監事が異議を述べている場合における当該事項

前項に掲げる場合以外の場合監査をうながすべき決算関係書類及び事業報告書の作成に関する業務を行った理事第一項及び第三項に規定する「特定監事」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。

□ 提供決算関係書類が電磁的記録をもつて作成されている場合 当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の提供

二 電磁的方法による提供 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める方法

イ 提供決算関係書類が書面をもつて作成さ

三 第五十三条第三項の規定により監査を受けたものとみなされたときは、その旨の記載又は記録をした書面又は電磁的記録

たるに併用する自動券売機装置のうち詰替装置をとるための用に供する部分をインターネットにおいて識別するための文字、記号その他の符号又はこれらの結合であつて、情報の提供を受ける者がその使用に係る電子計算機に入力することによって当該情報の内容を閲覧し、当該電子計算機に備えられたファイアルに当該情報を記録することができるものと且合併して当該

**二 前号に掲げる場合以外の場合** すべての  
**監事** が了承をすへき者として定められた場合 当該通知をする者として定められた者

□ れて いる 場合 当該 書面 に 記載 さ れた 事項 の 電磁 的 方 法 に よる 提 供 提 供 決 算 関 係 書 類 が 電 磁 的 記 录 をもつて 作成 さ れて いる 場合 当該 電 磁 的 記 录 に 記

書面の提供 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める方法イ 提供事業報告書が書面をもつて作成され

5 記録することができるものを組合員又は会員に  
対して通知しなければならない。

## 第六節 決算関係書類及び事業報告書の組合員又は会員への提供

3 錄された事項の電磁的方法による提供  
提供決算関係書類を提供する際には、当該事

て いる 場合 当該書面に記載された事項を  
記載した書面の提供

に定める方法により提供したものとみなされた場合において、監事が、現に組合員又は会員に

**第五十四条** 法第五条の二十三第三項において準  
**第一款** 決算関係書類の組合員又は会員への提供

業年度より前の事業年度に係る決算関係書類に表示すべき事項（以下この項において「過年度事項」という）を併せて提供することができる。

□ 提供事業報告書が電磁的記録をもつて作成されている場合 当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の提供

対して提供される事業報告書が監査報告を作成するに際して監査をした事業報告書の一部であることを組合員又は会員に対して通知すべき旨

用する協同組合法第十四条第七項（法第五条の二十三第四項において準用する協同組合法第六十九条（法第四十七条第三項において準用する場合を含む。）及び法第四十七条第二項において準用する場合を含む。）の規定により組合員又は会員に対して行う提供・決算関係書類（次の各号に定めるものをいう。以下この条において同じ。）の提供に関しては、この条の定めるところによる。

る。この場合において、提供決算関係書類の提供をする時における過年度事項が会計方針の変更その他の正当な理由により当該事業年度より前の事業年度に係る通常総会において承認又は報告をしたものと異なるものとなつてゐるときは、修正後の過年度事項を提供することを妨げない。

理事は、決算関係書類の内容とすべき事項について、通常総会の招集通知を発出した日から

二 電磁的方法による提供  
　　(イ) 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める方法  
　　イ 提供事業報告書が書面をもつて作成されている場合 当該書面に記載された事項の電磁的方法による提供  
　　ロ 提供事業報告書が電磁的記録をもつて作成されている場合 当該電磁的記録に記録された事項の電磁的方法による提供

6 を理事に請求したときは、理事は、その旨を組合員又は会員に対し通知しなければならない。いふ。  
理事は、事業報告書の内容とすべき事項について、通常総会の招集通知を発出した日から通常総会の前日までの間に修正をするべき事情が生じた場合における修正後の事項を組合員又は会員に周知させる方法を、当該招集通知と併せて通知することができる。







設合併契約等備置開始日後新設合併の効力が生ずる日までの間に新たな最終事業年度が存することとなる場合にあつては、当該新たに最終事業年度の末日後に生じた事象の内容に限る。)

五 新設合併が効力を生ずる日以後における新設合併設立組合の債務（他の新設合併消滅組合から承継する債務を除く。）の履行の見込みに関する事項

六 新設合併契約等備置開始日後、前各号に掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項

（新設合併設立組合の事後開示事項）

第七十二条 法第五条の二十三第四項において準用する協同組合法第六十四条第六項（法第四十七条第三項において準用する場合を含む。）に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 新設合併が効力を生じた日

二 法第五条の二十三第四項において準用する協同組合法第六十三条の六第四項（法第四十七条第三項において準用する場合を含む。）の規定による請求に係る手続の経過

三 法第五条の二十三第四項において準用する協同組合法第六十三条の六第五項（法第四十七条第三項において準用する場合を含む。）において準用する協同組合法第五十六条の二の規定による手続の経過

四 新設合併により新設合併設立組合が新設合併消滅組合から承継した重要な権利義務に関する事項

五 前各号に掲げるもののほか、新設合併に関する重要な事項

（清算開始時の財産目録）

第七十三条 法第五条の二十三第四項において準用する協同組合法第六十九条（法第四十七条第三項において準用する場合を含む。）において準用する会社法第四百九十二条第一項の規定により作成すべき財産目録については、この条の定めるところによる。

2 前項の財産目録に計上すべき財産については、その処分価格を付すことが困難な場合を除き、法第五条の二十三第四項において準用する協同組合法第六十二条第一項各号（法第四十七条第三項において準用する場合を含む。）及び法第五条の二十三第四項において準用する協同組合法第六十九条（法第四十七条第三項において準用する場合を含む。）及び法第五条の二十三第四項において準用する協同組合法第六十九条（法第四十七条第三項において準用する場合を含む。）の規定による定めに従い同項第一号又は第三号に掲げる公告方法によつてした場合

て準用する場合を含む。）において準用する会社法第四百七十五条第二号に掲げる場合に該当することとなつた日における処分価格を付さなければならぬ。この場合において、清算組合の会計帳簿については、財産目録に付された価格を取得価額とみなす。第一項の財産目録は、次に掲げる部に区分して表示しなければならない。

六 新設合併契約等備置開始日後、前各号に掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項

（新設合併設立組合の事後開示事項）

第七十二条 法第五条の二十三第四項において準用する協同組合法第六十四条第六項（法第四十七条第三項において準用する場合を含む。）に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 新設合併が効力を生じた日

二 法第五条の二十三第四項において準用する協同組合法第六十三条の六第四項（法第四十七条第三項において準用する場合を含む。）の規定による請求に係る手続の経過

三 法第五条の二十三第四項において準用する協同組合法第六十三条の六第五項（法第四十七条第三項において準用する場合を含む。）において準用する協同組合法第五十六条の二の規定による手続の経過

四 新設合併により新設合併設立組合が新設合併消滅組合から承継した重要な権利義務に関する事項

五 前各号に掲げるもののほか、新設合併に関する重要な事項

（清算開始時の財産目録）

第七十三条 法第五条の二十三第四項において準用する協同組合法第六十九条（法第四十七条第三項において準用する場合を含む。）において準用する会社法第四百九十二条第一項の規定により作成すべき財産目録については、この条の定めるところによる。

2 前項の貸借対照表は、財産目録に基づき作成しなければならない。

3 第一項の貸借対照表は、次に掲げる部に区分して表示しなければならない。

一 資産

二 負債

三 純資産

4 資産の部又は負債の部の各項目は、当該項目に係る資産又は負債を示す適當な名称を付した項目に細分することができる。（各清算事業年度に係る事務報告書）

第五章 共済契約

第七十七条 法第十七条第三項（法第三十三条において準用する場合を含む。）の主務省令で定める共済契約は、一の被共済者当たりの共済金額が十万円以下の共済契約とする。

第六章 申請等

（組合員以外の者の事業の利用の特例の認可の申請）

第七十八条 法第十七条の二第一項（法第三十三条において準用する場合を含む。）の規定により主務大臣の認可の申請をしようとする者は、様式第四による申請書に、次の書類を添えて提出しなければならない。

一 定款

二 最近三事業年度の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書

三 組合員数の推移を記載した書面

四 法第十七条の二第一項（法第三十三条において準用する場合を含む。）の認可を受けようとする事業の内容を記載した書面

五 前号の事業に係る施設の配置及び構造を示す図面並びに当該施設の利用状況を記載した書面

六 第四号の事業に係る事業計画書

七 第四号の事業の運営の適正化を図るために当該事業を利用させることが必要な期間及び当該期間が必要なものである理由を記載した書面

八 第四号の事業について、法第十七条第四項ただし書（法第三十三条において準用する場合を含む。）の限度を超えて組合員以外の者に当該事業を利用させることができることが必要な期間及び当該期間が必要なものである理由を記載した書面

一 債権の取立て、資産の処分その他の行為によって得た収入の額

二 債務の弁済、清算に係る費用の支払その他行為による費用の額

三 残余財産の額（支払税額がある場合には、その税額及び当該税額を控除した後の財産の額）

四 出資一口当たりの分配額

2 前項第四号に掲げる事項については、次に掲げる事項を注記しなければならない。

一 変更しようとする箇所を記載した書面

二 変更の理由を記載した書面

三 変更の議決をした総会又は総代会の議事録である場合には、当該財産の種類及び価額

2 前項第四号に掲げる事項については、次に掲げる事項を注記しなければならない。

一 変更しようとする箇所を記載した書面

二 変更の理由を記載した書面

三 変更の議決をした総会又は総代会の議事録の賛成（協業組合にあつては、事業の転換を議決した総会の議事録の賛成を除く。）

4 資産の部又は負債の各項目は、当該項目に係る資産又は負債を示す適當な名称を付した項目に細分することができる。（清算開始時の貸借対照表）

第五章 共済契約

第七十七条 法第十七条第三項（法第三十三条において準用する場合を含む。）の主務省令で定める共済契約は、一の被共済者当たりの共済金額が十万円以下の共済契約とする。

第六章 申請等

（組合員以外の者の事業の利用の特例の認可の申請）

第七十八条 法第十七条の二第一項（法第三十三条において準用する場合を含む。）の規定により主務大臣の認可の申請をしようとする者は、様式第四による申請書に、次の書類を添えて提出しなければならない。

一 定款

二 最近三事業年度の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書

三 組合員数の推移を記載した書面

四 法第十七条の二第一項（法第三十三条において準用する場合を含む。）の認可を受けようとする事業の内容を記載した書面

五 前号の事業に係る施設の配置及び構造を示す図面並びに当該施設の利用状況を記載した書面

六 第四号の事業に係る事業計画書

七 第四号の事業の運営の適正化を図るために当該事業を利用させることが必要な期間及び当該期間が必要なものである理由を記載した書面

八 第四号の事業について、法第十七条第四項ただし書（法第三十三条において準用する場合を含む。）の限度を超えて組合員以外の者に当該事業を利用させることができることが必要な期間及び当該期間が必要なものである理由を記載した書面

一 協同組合法第五十六条第一項（法第四十六条第三項及び法第四十七条第二項において準用する場合を含む。）の規定により作成した財産目録及び貸借対照表

二 法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第五十六条第一項（法第四十六条第三項及び法第四十七条第二項において準用する場合を含む。）の規定により公告を官報（同条第三項の規定により公告を官報のほか法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第三十三条第四項（法第四十七条第二項において準用する場合を含む。）の規定による定めに従い同項第一号又は第三号に掲げる公告方法によつてした場合

関する審査を行うため参考となるべき事項を記載した書類

（定款の変更の認可の申請）

第七十九条 法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第五十二条第二項（法第四十七条第二項において準用する場合を含む。）の規定により定款の変更の認可を受けようとする

者は、様式第五による申請書に次の書類を添えて提出しなければならない。

一 変更しようとする箇所を記載した書面

二 変更の理由を記載した書面

三 変更の議決をした総会の議事録の賛成（協業組合にあつては、事業の転換を議決した総会の議事録の賛成を除く。）

四 定款の変更が協業組合の事業の追加に係るものであるとき又は協業組合等の事業計画若しくは收支予算（商工組合等にあつては、共同経済事業に関するものに限る。）に係るものであるときは、前項の書類のほか、それぞれ変更後の協業計画書及び組合員がそれぞれその営む事業の部類に属する事業の全部若しくは一部の協業をする旨を記載した書面又は変更後の事業計画書若しくは収支予算書を提出しなければならない。ただし、変更後の協業計画書が協業組合の事業の転換の認可の申請書に添えて提出した転換後行う事業の事業計画書と同一のものとなる場合は、前項の書類のほか、次の一

二 定款の変更が出資一口の金額の減少又は出資商工組合等の非出資商工組合等への移行に係るものであるときは、第一項の書類のほか、次の書類を提出しなければならない。

三 定款の変更が出資一口の金額の減少又は出資商工組合等の非出資商工組合等への移行に係るものであるときは、第一項の書類のほか、次の書類を提出しなければならない。

一 法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第五十六条第一項（法第四十六条第三項及び法第四十七条第二項において準用する場合を含む。）の規定により作成した財産目録及び貸借対照表

二 法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第五十六条第一項（法第四十六条第三項及び法第四十七条第二項において準用する場合を含む。）の規定により公告を官報（同条第三項の規定により公告を官報のほか法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第三十三条第四項（法第四十七条第二項において準用する場合を含む。）の規定による定めに従い同項第一号又は第三号に掲げる公告方法によつてした場合





法第五条の二十二第三項において準用する協同組合法第五十一條第二項及び第五十七条の五（これらの規定を法第四十七條第二項において準用する場合を含む。）、法第五条の二十三第四項において準用する協同組合法第六十六條第一項（法第四十七條第三項において準用する場合を含む。）、法第十七条の二第一項（法第三十三條において準用する場合を含む。）、法第四十二條第一項、第九十五条第四項並びに第九十六条第五項（法第九十七条第二項において準用する場合を含む。）の認可に関する申請があつたときは、当該申請がその事務所に到達後二月内に、当該申請に対する処分をするよう努めるものとする。

前項の期間には次に掲げる期間を含まないものとする。

- 1 前項の期間には次に掲げる期間を含まないものとする。
  - 1 当該申請を補正するための要する期間
  - 2 当該申請をした者が当該申請の内容を変更するための要する期間
  - 3 当該申請をした者が当該申請に係る審査に必要と認められる資料を追加するための要する期間
- 2 (附 则) (施行期日)

(決算関係書類及び事業報告書に関する経過措置)

この省令の施行前に到来した決算期に係る決算関係書類及び事業報告書の作成について

は、この省令の施行後も、なお従前の例によ

る。

前項の規定は、この省令による改正後の中小

企業団体の組織に関する法律施行規則の規定に

基づき決算関係書類及び事業報告書を作成する旨を決定した協業組合等については、適用しな

い。

この省令の施行後最初に到来する決算期に協

業組合等が作成すべき決算関係書類及び事業報

告書については、第二十四条第三項及び第四

項、第二十五条第二項、第二十六条（第一項を

除く。）、第二十七条から第三十三条まで、第三

十五条第二項から第十項まで、第三十六条から

第四十二条まで、第四十四条（第一項を除く。）

、第四十五条（第一項を除く。）、第四十八条並

びに第四十九条の規定を適用しないことができ

る。

(附 则) (平成一九年九月二八日財務省・厚生

土交通省令第三号)

(施行期日)

(決算関係書類及び事業報告書に関する経過措

置)

この省令は、平成十九年四月一日から施

行する。

(施行期日)

(決算関係書類及び事業報告書に関する経過措









様式第19 (中小企業の組織に関する規則の変更に関する書類)

年 月 日

用

■ 営業部門 及び  
■ 営業部門の名前  
■ 代表者  
■ 住所  
■ 連絡先  
■ 連絡先の名前  
■ 連絡先の住所を代行する要事項の氏名  
■ 会員登録

組織変更届け申告書

中小企業法の組織に関する規則の変更に関する規則に該当する場合に、該規定により組織変更の届け出を受けるもので、下記の手順を経て申請します。

記

1. 組織変更後・営業部門の名称
2. 組織変更後の営業部門の新設計画書
3. 組織変更の現行規則と変更した新規則
4. 組織変更の現行規則と変更した新規則
5. 組織変更の現行規則と変更した新規則
6. 合意文書
7. 組合員が中小企業等協同組合会員登録又は開設に際して提出する同意書(会員登録手続書)
8. 組織変更の現行規則と変更した新規則
9. 組織変更の現行規則と変更した新規則

様式第20 (中小企業の組織に関する規則の変更に関する書類)

年 月 日

用

■ 営業部門の名前  
■ 代表者  
■ 会員登録を代行する要事項の氏名

組織変更届け申告書

中小企業法の組織に関する規則の変更に関する規則に該当する場合に、該規定により組織変更の届け出を受けるもので、下記の手順を経て申請します。

記

1. 組織変更後・営業部門の名称
2. 組織変更後の営業部門の新設計画書
3. 組織変更の現行規則と変更した新規則
4. 組織変更の現行規則と変更した新規則
5. 合意文書
6. 組合員が中小企業等協同組合会員登録又は開設に際して提出する同意書(会員登録手続書)
7. 組織変更の現行規則と変更した新規則
8. 組織変更の現行規則と変更した新規則
9. 組織変更の現行規則と変更した新規則

様式第21 (中小企業の組織に関する規則の変更に関する書類)

年 月 日

用

■ 営業部門の名前  
■ 代表者  
■ 会員登録を代行する要事項の氏名

組織変更届け申告書

中小企業法の組織に関する規則の変更に関する規則に該当する場合に、該規定により組織変更の届け出を受けるもので、下記の手順を経て申請します。

記

1. 組織変更後・営業部門の名称
2. 組織変更後の営業部門の新設計画書
3. 組織変更の現行規則と変更した新規則
4. 組織変更の現行規則と変更した新規則
5. 合意文書
6. 組合員が中小企業等協同組合会員登録又は開設に際して提出する同意書(会員登録手続書)
7. 組織変更の現行規則と変更した新規則
8. 組織変更の現行規則と変更した新規則
9. 組合員がそれと異なる旨を記載した書類

様式第22 (中小企業の組織に関する規則の変更に関する書類)

年 月 日

用

■ 営業部門の名前  
■ 代表者  
■ 会員登録を代行する要事項の氏名  
■ 会員登録の名前  
■ 会員登録の住所  
■ 会員登録の会員登録手続書

組織変更届け申告書

中小企業法の組織に関する規則の変更に関する規則に該当する場合に、該規定により組織変更の届け出を受けるもので、下記の手順を経て申請する場合の会員登録の氏名を記入する。会員登録の氏名により、会員登録手続書を記入して差し出します。

